

専修大学（大学院法務研究科）及び専修大学（法学部）の法曹養成連携協定

専修大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と専修大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が一貫した体系的教育課程を編成することにより、優れた資質を備えた質の高い法曹の養成に資することを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 専修大学専門職大学院学則第2条に規定する甲の法務専攻
- 二 連携法曹基礎課程 専修大学法学部法律学科法曹コースに関する取扱内規第2条に規定する乙の法律学科の「法曹コース」（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生に対し、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの学生に対し、適切な人数の学修指導教員を配置する。
- 二 学修指導教員は、本法曹コースの学生が所期の目的を達成できるよう、面談または文書によるやりとりなど適切な方法を用いて学修その他の就学状況を適切に把握する機会を設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する法曹養成連携協議会（以下「連携協議会」という。）に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行う。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
- 二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
- 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和6年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和5年12月18日

甲

乙

専修大学大学院

専修大学

法務研究科長 橋本 正博

法学部長 田邊 宏康

<別紙1>

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

乙の法律学科は、法学の専門教育を通して、法律知識及びリーガルマインドを涵養することにより、広い視野から、人権感覚を持って問題に対し適切な判断をすることができる人材を養成することを目的としている。本法曹コースは、同学科カリキュラムの一部として設けられているため、同学科のカリキュラム・ポリシーを前提とする。

そのうえで、本法曹コースは、法科大学院における学修と円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を修得することができる科目編成とし、コース在籍者に「法学部が別途指定する科目」の単位の修得を義務づける。「法学部が別途指定する科目」とは、次のとおりである。

- ・「憲法統治機構論」「憲法人権保障論Ⅰ・Ⅱ」「行政法Ⅰ・Ⅱ」「行政救済法Ⅰ・Ⅱ」
- ・「民法総則」「物権法Ⅰ・Ⅱ」「債権各論Ⅰ・Ⅱ」「債権総論Ⅰ・Ⅱ」「親族法相続法Ⅰ・Ⅱ」「会社法Ⅰ・Ⅱ」「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」
- ・「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目		
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
1年	前期							
	後期	憲法統治機構論	2					
		民法総則	2					
		刑法総論Ⅰ	2					
2年	前期	憲法人権保障論Ⅰ	2			日本近代法史Ⅰ	2	
		行政法Ⅰ	2					
		債権各論Ⅰ	2					
		物権法Ⅰ	2					
		刑法総論Ⅱ	2					
		刑法各論Ⅰ	2					
			会社法Ⅰ	2				
	後期	憲法人権保障論Ⅱ	2				日本近代法史Ⅱ	2
		行政法Ⅱ	2					
		債権各論Ⅱ	2					
		物権法Ⅱ	2					
		刑法各論Ⅱ	2					
会社法Ⅱ		2						

3 年	前期	行政救済法 I	2		法社会学 I	2
		債権総論 I	2		EU 法 I	2
		親族法相続法 I	2			
		民事訴訟法 I	2			
		刑事訴訟法 I	2			
	後期	行政救済法 II	2		法社会学 II	2
		債権総論 II	2		EU 法 II	2
		親族法相続法 II	2			
		民事訴訟法 II	2			
		刑事訴訟法 II	2			
合計	124(52)					

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評点	評価	内容	成績評価方針
100-90	S	抜群に優れた成績	①『基本的概念』を理解し表現できる抜群に優れた基本的知識を修得していること。 ②判例理論や学説について抜群に優れた理解ができていること。 ③授業で学んだ法的知識を生かして『法的問題について内容を例に挙げて説明できる』など、論理的思考を展開して、自己の見解に基づき抜群に優れた解決を示すことができていること。
89-85	A+	特に優れた成績	①『基本的概念』を理解し表現できる程度の優れた基本的知識を修得していること。 ②判例理論や学説について特に優れた理解ができていること。 ③授業で学んだ法的知識を生かして『法的問題について内容を例に挙げて説明できる』など、論理的思考を展開して、自己の見解に基づき特に優れた解決を示すことができていること。
84-80	A	優れた成績	①『基本的概念』を理解し表現できる程度の優れた基本的知識を修得していること。 ②判例理論や基礎理論について優れた理解ができていること。 ③授業で学んだ法的知識を生かして『法的問題について内容を例に挙げて説明できる』など、論理的な思考を展開し、自己の見解に基づき優れた解決を示すことができていること。
79-75	B+	良好な水準に達していると認められる成績	①『基本的概念』を理解できる程度の十分な基本的知識を修得していること。 ②判例理論や基礎理論について十分な理解ができていること。 ③それらに基づいて論理的な思考を展開して、解決を示すことができること。
74-70	B	妥当と認められる成績	①『基本的概念』を理解できる程度の基本的知識を修得していること。 ②判例理論や基礎理論の理解ができていること。 ③それらに基づいて論理的な思考を展開でき、一応の解決を示すことができていること。
69-65	C+	一応の水準に達していると認められる成績	①『基本的概念』を理解できる程度の基本的知識を修得していること。 ②判例理論や基礎理論について一応の理解ができていること。 ③それらに基づいて一応の自己の意見を示すことができること。
64-60	C	合格と認められるが最低限度の成績	①『基本的概念』について当該科目において求めている最低限度の理解ができていること。 ②判例理論や基礎理論について、当該科目において求めている最低限度の理解ができていること。
59-0	F	不合格	不合格

GPAの算出方法

$$\frac{\{(Sの修得単位数 \times 4.0) + (A+の修得単位数 \times 3.5) + (Aの修得単位数 \times 3.0) + (B+の修得単位数 \times 2.5) + (Bの修得単位数 \times 2.0) + (C+の修得単位数 \times 1.5) + (Cの修得単位数 \times 1.0) + (Fの単位数 \times 0.0)\}}{\{総履修単位数 (F評価の授業科目の単位数を含む)\}}$$

### <別紙3>

#### 乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

本法曹コースに在籍する学生の早期卒業は、下記のとおりとする。

##### 1. 早期卒業の申請資格

早期卒業を希望する者は、2年次修了時において、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- ① 2年次修了時に、卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち82単位以上を修得していること。
- ② 2年次修了時に、専門科目の必履修科目の単位をすべて修得していること。
- ③ 入学時から2年次修了時までの通算したGPAが3.00以上であること。なお、GPAの算出には卒業要件単位外で履修する科目を算入しない。
- ④ 法科大学院への進学を目的としていること。
- ⑤ 「法曹コース」の対象者であること。

##### 2. 早期卒業の要件

早期卒業の認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- ① 2年次の1月に「早期卒業申請書」を提出し、早期卒業候補者となっていること。
- ② 3年次修了時に、卒業に必要な単位数（124単位以上）を修得していること。なお、この制度を利用して法科大学院に進学しようとする者については、法学部が別途指定する科目の単位をすべて修得していること。
- ③ 入学時から3年次修了時までの通算したGPAが3.00以上であること。なお、GPAの算出には卒業要件単位外で履修する科目を算入しない。
- ④ 3年次修了時に法科大学院への入学手続きが完了していること。

##### 3. 早期卒業の時期

早期卒業の時期は3年次の3月末とし、翌年度4月から法科大学院へ進学する。

#### <別紙4>

### 法曹コースを修了して甲の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

#### 【アドミッション・ポリシー】

専修大学法科大学院は、「議論による問題解決能力」を有する法曹の養成を目的としています。法律家に最も必要とされる資質が、議論による問題解決能力であると考えているからです。議論による問題解決能力とは、共通言語である法律学の基礎理論に基づき、相互に、主張、反論、再反論を繰り返すことによって、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、その共通言語を通じて共有する世界を構築できる能力のことです。したがって、入学者選抜に際しては、「公平性・開放性・多様性の原則」を遵守したうえで、社会の多様な層から、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材を求めています。

#### (1) 5年一貫型教育選抜

- ・募集人員：3名
- ・対象者：乙の3年次に在学中であり、本法曹コースに登録をしている者
- ・出願要件：受験時の年度末をもって、乙の法曹コースの修了が見込まれていること
- ・出願書類：志願者は5年一貫型教育選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。
  - 一 出願年度前期までの成績証明書
  - 二 乙の法曹コースの修了見込み証明書
  - 三 その他、甲の入試要項において提出を求める書類
- ・合否判定の方法：  
合否判定は、論文式試験を課さず、書類審査及び口述試験により実施するものとする。  
書類審査は、法曹コースにおける必修科目の成績その他提出書類の評価にて行うものとする。

#### (2) 開放型選抜

- ・募集人員：3名
- ・対象者：乙の3年次に在学中であり、本法曹コースに登録をしている者及び乙以外の協定先の法曹コース・協定先でない法曹コースの3年次に在学中の者。
- ・出願要件：受験時の年度末をもって、乙の法曹コースの修了が見込まれていること
- ・出願書類：志願者は開放型選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。
  - 一 出願年度前期までの成績証明書
  - 二 乙の法曹コースの修了見込み証明書
  - 三 その他、甲の入試要項において提出を求める書類
- ・合否判定の方法：  
法律基本科目として憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目の論文式試験及び口述試験を課して、選抜を実施するものとする。  
合否判定は、法曹コースにおける必修科目の成績その他提出書類の評価、論文式試験及び口述試験の評価にて行うものとする。